

磐 監 第 88 号

令和元年 5 月 10 日

磐田市議会議長 増 田 暢 之 様

磐田市監査委員 鈴木 得 郎

同 東 功 一

同 松 野 正比呂

定期監査結果の報告について

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第 9 項の規定によりその結果を別紙のとおり報告する。

令和元年度

定期監査結果報告書
(第1回)

磐田市監査委員

定期監査結果報告

1. 監査の対象、期間及び監査日

対 象		監 査 日	
部 課 名	期 間		
教育委員会 事務局教育部	教育総務課	平成30年4月から 平成30年11月まで	平成31年1月29日
	学校給食課	平成30年4月から 平成30年11月まで	平成31年1月29日
	学校教育課	平成30年4月から 平成30年11月まで	平成31年1月29日
	中央図書館	平成30年4月から 平成30年12月まで	平成31年3月7日
	文化財課	平成30年4月から 平成30年12月まで	平成31年3月7日
議 会 事 務 局	平成30年4月から 平成31年2月まで	平成31年4月26日	
消 防 本 部	平成30年4月から 平成31年2月まで	平成31年4月26日	
総 務 部	契約検査課	平成30年4月から 平成31年2月まで	平成31年4月26日

2. 監査の方法

提出された監査資料、関係帳票及び証ひょう書類を抽出調査するとともに、関係職員から説明を聴取し、事務執行が関係法令に基づき適正に執行されているかどうかを監査した。

3. 監査の結果

監査した事務は、概ね適正に処理されていると認められたが、一部において改善・検討を要する事項が見受けられた。その監査結果の概要は、次のとおりである。なお、監査の際に見受けられた軽微な事項については、その都度、関係職員に対して改善又は検討を要望したので記述を省略した。

【教育委員会事務局教育部 教育総務課】

指摘事項

特になし

所見（要望事項）

特になし

【教育委員会事務局教育部 学校給食課】

指摘事項

特になし

所見（要望事項）

特になし

【教育委員会事務局教育部 学校教育課】

指摘事項

特になし

所見（要望事項）

特になし

【議会事務局】

指摘事項

特になし

所見（要望事項）

特になし

【消防本部】

指摘事項

特になし

所見（要望事項）

財産管理について、台風 24 号の被害を受けた消防団福田方面隊第 1 分団車庫を解体しているが、行政財産の用途廃止の手続きが行われず、行政財産のまま処分されていた。行政財産は、その処分に先立って用途廃止の手続きを行う必要がある。今後、公有財産の処分を行う場合は、財産管理規則などの規定に基づき用途廃止などの必要な手続を行うよう要望する。

【総務部 契約検査課】

指摘事項

特になし

所見（要望事項）

特になし